

令和7年度第2回「京都市生活安全施策審議会」摘録

1 日時

令和8年3月3日（火）午後3時から午後4時50分まで

2 場所

京都市本庁舎 4階 正庁の間

3 出席者（17名出席、3名欠席）

(1) 会場出席者

阿部委員、右近委員、浦中会長、岡本委員、荻野委員、桂委員、炭谷委員、竹之下委員、筒井委員、二之部副会長、野村委員、人見委員、升光委員、三好委員、森本委員

(2) 代理出席者

奥野委員（代理：丸谷氏）、谷委員（代理：永野氏）

4 次第

(1) 開会挨拶

(2) 今期委員の紹介、事務局の紹介

(3) 議題

- ・市民意見募集（パブリック・コメント）の実施結果について
- ・京都市生活安全ビジョン（第4次生活安全基本計画）の答申案について
- ・令和8年度京都市生活安全（防犯・交通事故防止）実施計画について

(4) その他

5 摘録内容（主な質疑）

○事務局

- ・市民意見募集（パブリック・コメント）の結果について **資料1**
 - ・主な御意見の内容と御意見に呈する考えについて **資料1別紙**
- について、事務局から説明。

●委員

市民意見募集（パブリック・コメント）の実施結果について説明いただいた。20代、70代からの回答も多いということで年齢的にバランスのとれた意見になっていると感じた。以前のアンケート調査では50代以上の方が多かったと記憶しているが、今回は20代の若い意見も多く、広い範囲での意見聴取ができていたのではないかと感じた。短い期間であったが多量の意見聴取を行えたという感想を持っている。

●委員

年代によって意見の傾向や関心の差などあったか。

○事務局

年代によって、偏りがあるということは特になかった。内容的に交通安全と防犯を挙げていただいている方が多かった。生活安全には直接関係のない事項や何とかしてほしいという要望等も多いが、そういったものも含めて参考にさせていただいている。

●委員

資料1 パブリック・コメントの中で、施策を提案する意見が多くあった。具体的に安心安全な社会になっていくには、生活場面の中でも、私たち市民がどうあるかということが大切であると考え。私たちの市民意識を、「生活の中で、行政と共に安心安全な社会づくりをやっていくという感覚」が醸成されていくような、促し方、視点が大事だと感じる。施策に盛り込んでいくときにも、市民の生活の場面で共にやっていこうという促しの仕方、提示の仕方が大切だと思う。

○事務局

御意見を参考に、計画だけでなく生活安全の施策にも活かしてまいる。ただ、凶悪な事件などが報道されると、不安が拭い切れない場合もある。事件などが発生しないのが一番であるが、発生したとしてもすぐ検挙される社会を形成していけるように取り組んでいきたい。

●委員

京都府警察から防犯についてお話しいただけるだろうか。

●委員

令和7年は例年に比べると詐欺の犯罪が明らかに増えている。特殊詐欺が非常に問題になっており、被害額も大きくなり、皆さんの不安感も大きいと思われる。

パブリック・コメントにもあるように不安に感じておられる方も多いと思う。警察としては情報を SNS や犯罪防犯メール等の様々な手段で、それぞれの属性に届くように情報発信を行っている。知れば知るほど怖くなるということもあるが、防犯は知ることから始まる。可能な限り身近な犯罪の情報、防犯の手段もあわせて発信していくことが大切であると考え、情報発信に取り組んでまいる。

●委員

犯罪被害者支援センターについて、京都アニメーション事件の際に犯罪被害者支援を行ったこともあり、相談数も増え、少し認知度が上がったが、犯罪の認知件数に対して相談数の比率が大変低い。京都市内でもまだまだ相談に繋がっていない方が多いのではないかと考えている。

今回のパブリック・コメントを反映させるものの中でも、犯罪被害者支援の認知度向上が挙がっている。力を入れていただけるとありがたい。

○事務局

本当は犯罪に遭わず、犯罪被害者支援を利用しないことが一番だが、犯罪被害に遭ってしまった場合に、支援があるということを被害者の方に繋げるために、周知の方法等について京都市としても力を入れていきたい。

●委員

パブリック・コメントの分野別の意見において、交通関係が40件でかなり大きく占めている。京都府警察から現在の交通安全や交通事故について、京都市域のリアルな状況などお話を伺いたい。

●委員

4月1日から自転車の反則通告制度が始まるところで、交通ルールの再確認が必要との意見が見られたので、説明する。まず、自転車が関係する交通事故自体は現在減少状況である。また、交通反則通告制度は、自転車の交通ルールが変わるというわけではない。今までも自転車の取締りは実施しており、交通反則通告制度の導入によって変わるのは、検挙後の

「手続」である。

現状は裁判所に行き罰金を支払う手続であるが、交通反則通告制度は車やバイクと同様で、青切符を交付されると、反則金を払えば裁判所での手続は受けなくてもいい、という手続に変わる。自転車の交通反則通告制度が始まったから、急に自転車の取締りを強化するわけではない。あくまで自転車の交通安全のためであり、取締りの方針は今と変わらない。

自転車の交通違反に対し警察官は、原則的にはまず指導警告を行う。それをあえて無視する等、悪質危険な行為については検挙をする、という方針であることをご理解いただきたい。

警察庁から、自転車の専用サイトが立ち上がっており、特に自転車の交通ルールなどに関するガイドブックが掲載されている。

また自転車の交通安全教育を進めていくというところで、昨年12月に自転車交通教育に関するガイドブックが出ている。警察だけで自転車の交通安全教育等を全部担うというのは難しい現状もあることから、民間、行政、学校で、年代別に応じた取組みというのを具体的に示したガイドブックが出ており、その内容に沿って自転車の交通安全教育を進めていきたい。

交通部においても、建設局自転車政策推進室と連携を密に取ったうえで、自転車の交通安全教育、ルールをまずは知っていただくことが重要な取組みになるため、今後も変わらず取り組んでまいらる。

○事務局

・京都市生活安全ビジョン（第4次基本計画）（案） 資料2

・京都市生活安全ビジョン資料編（案） 資料3

・答申案 資料4

について、事務局から説明。

●委員

資料3 生活安全ビジョン資料編 P2 第3 交通事故発生件数の推移、一番下の箇所について、新しいモビリティである特定小型原動機付自転車の事故発生件数は6件（令和6年：2件⇒令和7年：6件）と記載がある。府内の自転車の交通事故発生件数は、700件を超えるくらいであるが、その中で見ても、6件の少ない件数を特出しして記載する意図は、今後特定小型原動機付自転車の対策を行っていくということか。京都市がどのようなスタンスなのかを伺いたい。

○事務局

京都市として新しいモビリティ、特定小型原動機付自転車について、今のところ安全性、マナーの件もあるため、様子を見守っており、利用を推奨していくという立場ではない。パブリック・コメントでも御意見を多くいただいたため、具体的に記載をしている。記載方法については検討させていただく。

●委員

新たなモビリティであるため、確かに目立つ部分はある、苦情やルールを守っていない等の意見が寄せられる。対策を取っていく必要性は重々承知しているところ、警察だけではなく行政の方々と連携していく必要があると考えている。

●委員

凶悪事件があり市民が不安になることに対して、犯罪が起きた時でもすぐに動ける方向性は、大切だと思う。しかし、日常においては松井市長が言うように、「居場所と出番」その部分が社会にあるかということ、理解し合っていくことなどが大切な視点だと思っている。

資料2 生活安全ビジョン P6 生活安全施策の必要性について、人口減少によって人間関係や支え合いが希薄化、弱体化しているだけでなく、私たち自身が人間関係の弱体化をつくり出してしまっているという表現がしっくりくる。そうすることで、自分たちが「出番と居場所」によって地域を作りあげていくという感覚になると思う。

最後についても同じく、地域社会における防犯力、交通安全防止力の維持が困難になりつつあるとの記載があるが、社会をつくり出していく力、社会形成力に陰りが見られて、その結果、防犯力や事故防止力が弱まるということだと思う。地域の力や作り出していかうとする意識が弱まっていくことの結果が困難を作り出しているのだと思う。

社会というのはすでにあるだけではなく、私たちがつくり出しているものなのだろう。そのニュアンスを入れ込むのが、大切なことだと感じた。

私たちが観光客の人々も含めて、自分たちの大好きな京都のまちを「ワクワク」と作り出していく、「わがまち感覚」が醸成されないといけない。思いや意識が「居場所と出番」の根源的なところだと考える。

○事務局

精査させていただき、ビジョンや実施計画に反映させていただく。

●委員

P5 社会状況の変化について、先進技術の導入や新しいモビリティの出現、自転車の運転に関する厳罰化などを踏まえ、とあるが「厳罰化」はどの部分を捉えているのか。

もし交通反則通告制度導入が厳罰化ととらえているのであれば、そうではない。令和6年に酒気帯びと携帯電話使用が自転車の交通違反としてなったことを厳罰化という解釈なのであれば問題はない。

インパクトとしては厳罰化との表現の方があると思うが、交通反則通告制度の導入だけであれば、手続が変わる話であるため、もう少し平たい言葉を希望する。

○事務局

反則通告制度を意味している部分もあるが、先ほど言われた飲酒運転や携帯電話の部分も同じく厳罰化と捉えている。ビジョンへの記載内容については、精査してまいる。

●委員

資料4 答申書 P2 一次計画時から比較すると、刑法犯認知件数は減少している。

次の段落「しかしながら依然として下げ止まり傾向であり」というところについて、資料2 ビジョン案 P4 社会状況の変化 「令和4年の規制緩和に伴い増加傾向に転じたが、令和7年は前年比で増加となっている。」との記載があるように令和7年も微増しており、コロナが明けてからは減っていない状態であるため、これを下げ止まり傾向であるという表現でいいのか。

一次計画をスタートした平成11年と比べると、全体として下げ止まりというふうに見ることができるが、表記としては正確であるのか。

○事務局

正確に記載できるように、精査する。

●委員

市民からの意見をすくいあげている過程が良く分かった。

10年以上前に部分的にベンガラ色の自転車専用のレーンを整備されているかと思う。現在でもその施策は継続されているのか。あまり周知されていないように感じる。

また、御池通の歩道に、自転車通行可の表示があり、多くの自転車がスピードを出して通行するため、危険だと感じるがよくある。

○事務局

施策としては継続されており、御池通については、自転車専用通行帯ではないと聞いてい

る。歩道の中で色分けをしており、自転車だからスピードを出してもいいという訳ではない。周知については所管課である自転車政策室と情報を密にしながら行ってまいる。

●委員

御池通を利用する時に危ない場面をよく見ている。交通事故防止のために、表示方法等の工夫や周知をいただきたい。

●委員

補足を行う。京都市では、ベンガラ色の道路に色分けしている普通自転車専用通行帯が設置されている道路がある。道路幅が広い箇所について設置を進める方針であり、現在も続けている。異なる交通を分離することは交通安全には有効であり、一番は自転車道として縁石で区切ることが良いが、なかなか道路幅が取れない現状である。今後も新設道路などでは可能な限り普通自転車専用通行帯を設置し、交通の分離を進めていこうという考えは変わらない。

特に京都市内は道路幅が狭いところが多く、拡張もできないため、京都市建設局が主体で自転車通行の推奨帯である矢羽根を計画的に設置していると聞いている。

また御池通の歩道については歩道幅が広いので、歩道における自転車の通行指定をしている。ただ、ご指摘の通り周知が行き届いていないという面もある。

現在、京都府警には自転車取締りの専用部隊もあり、御池通でも啓発活動等を地道に進めている。自転車の交通ルールを周知するため今後も継続してまいる。

自転車通行環境の整備についても、今後ともご協力をお願いしたい。

●委員

資料2 P14 イ 地域における防犯活動の推進について、地域の一員として、市民、大学など多様な主体と一体となって防犯活動に取り組むとあるが、一事業者が大学と一緒に取り組むことは難しいのではないかと。具体的な内容等があれば聞きたい。

○事務局

いきなり大学というイメージしにくいかもしれない。

具体的な話になるが、事業者の敷地内にある自動販売機の売り上げで、防犯カメラを公園に設置するという内容で、先日「一般社団法人 安全・安心まちづくり ICT推進機構」と京都市が協定書を結んだ。現在行っている「京の見守り大作戦」に御協力いただいている事業者に自販機の設置にも協力いただいた。防犯環境を整える、また取組を通じて地域の防犯に目を向けていただくことを事業者の責務とさせていただいている。

●委員

京都は大学のまちであり、研究を重ねている者や学生の若い力もある。京都市や京都府警と協力して行っている事業もある。

●委員

資料2 P9 市の責務について、1. 生活安全に関する知識の普及及び啓発活動の推進に、市民しんぶんなどを通じた広報活動の推進とあるが、今市民しんぶんを配布している町内会は少なくなっている。市民しんぶんは大事であるが、配布の方法を検討いただきたい。

学生の自転車マナーが乱暴で、大学に学生の自転車マナーについて、働きかけをお願いしている。最近では以前より落ち着いており、大学には働きかけを継続してほしい。

防犯機能付き電話機の設置は、思いのほか進んでいないように感じる。民生児童委員が窓口になりお困りの方に案内する。しかしながら、提供元が区役所と京都府警の2つある。また、電話機を貸すもの、機材を貸すもの、業者が入るものと様々であるため、分かりづらい。一人暮らしの高齢者の方は、知らない方が来ることに抵抗がある。より簡単に、ハードルを低くした方が、広まると感じている。

○事務局

今回の市民意見の募集で、「地域が変わりゆく中、従来通りのあり方でいいのか」、「地域は市民活動だけでなく、企業や学生の活動もあり、一緒に考えていくべきではないか」、とのご意見は大きなポイントとして生活安全ビジョンに反映させていただいた。

市民や各種地域団体、大学、企業など、様々な団体が京都市内で活動されている。それぞれの活動だけでなく、一緒になり、京都市の中でゆるく繋がり合うことも大事ではないかということで、地域コミュニティの在り方に関する新しいビジョンを現在他の担当課で作成している。地域と企業、大学をどう緩く繋いでいくか、市民しんぶんの配布方法や市政協力員の在り方等、様々な課題も出てきている。

先ほどご意見いただいた、人口減少だけでなく、高齢化、核家族化、また生活様式の考え方の変化など、様々な変化がある中で各種団体が活動する力が弱体化してきている。それぞれの活動を緩くつなげることで、活動を補完し合うことができないかというところを現在模索している。

地域コミュニティのビジョンと生活安全ビジョン、連動しながら現在見直しを行っているところである。関係する計画、ビジョンとしっかり連携を行い、それぞれが活きるように作成を行うため、事務局の方で反映できる部分について調整を行う。

●委員

1階のオープンスペースで「闇バイト応募したらあかん。」と動画が流れていた。若い方に啓発するには、SNSでの動画啓発がいいと感じた。

警察学校等の若い方や大学の学生にこのような啓発動画を作成いただき、優秀な作品は啓発で活用する等、連携して活動できればいいと感じた。

○事務局

ご覧いただいた動画は当課作成の動画である。課内で共有させていただく。

当課では生活安全という部分で、路上喫煙や繁華街の客引き、闇バイト等の啓発を行っている。大学の年度当初のオリエンテーションの時期に、時間をいただき説明やお芝居、コント等で分かりやすく啓発している。

また大学とも連携をさせていただき、若者、大学生を対象にした動画等を作成している。より周知啓発に力を入れてまいる。引き続き御協力をお願いしたい。

○事務局

・令和8年度生活安全実施計画（案） 資料5
について、事務局から説明。

●委員

ウィメンズカウンセリング京都は京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都SARAの運営を京都府から委託されており、実施計画の中にも入れていただいている。前回の審議会でも意見をさせていただいたが、保育所の子供同士の性暴力、性被害加害が起こっている状況である。子供は、加害と分かっていない。家庭内等で性加害の行為をしており、友達にも同じことをしている状況であると思われる。子供たちへの性教育による性犯罪予防を取り入れていただきたい。啓発でもあるが、子供の頃からの性に関する知識や教育について、安心安全なまちづくりというところでも取り入れていただきたい。

○事務局

安心安全の範囲は広がるが、教育委員会等の関係局とも検討し連携してまいる。

●委員

今回のパブリック・コメントでは具体的な内容の意見が多いため、実施計画にも反映されているかと思う。今年度の実施計画の変更点を聞きたい。

○事務局

市民意見募集でいただいたご意見の内容はもともと含まれているものが多かったため、項目立ての変更はない。令和7年度までの実施計画では3つの柱で分けていたものを、生活安全ビジョンの施策の方向性を4つに分けたのが大きな変更点である。犯罪被害者支援を特出しした形となっている。

●委員

防犯カメラの設置促進の補助事業について、地域のどこに設置されているかわからない。例えばHPで設置場所の掲示などされているのか。

○事務局

京都市としては防犯カメラの設置場所は公表していないが、補助事業では、設置場所に防犯カメラ作動中等のプレートを設置するように依頼している。

●委員

作動中等のプレートは見たことがないが、地域にお任せしているのか。

○事務局

補助事業ではプレートを設置したことが分かるような写真を設置報告時に提出いただいている。

●委員

No. 56 犯罪被害者支援策の推進の取組計画⑥大学コンソーシアム京都の単位互換科目にする等記載があるが、この数年で科目が置かれた実績等があるのか。

○事務局

大学コンソーシアム京都の単位互換科目については確認した上で、連絡させていただく。

●委員

大学との連携や教育等、若い方に被害者支援を周知することを重視している。どこかで支援センターがあることに触れていただく。犯罪被害者支援センターに来る相談の中でも性犯罪が多い。相談窓口があること自体をどう啓発していくかが課題でもある。京都市とも一緒に周知啓発を頑張っていきたい。

●委員

本日、いただいたご意見については、事務局において検討いただき、生活安全ビジョン、生活安全実施計画に反映いただきたい。

また、当審議会からの答申案への反映は、会長である私にご一任いただきたい。

今後、「京都市生活安全ビジョン」及び「令和8年度生活安全実施計画」の案を策定され、生活安全施策を推進していくことを期待する。

日々変化する社会情勢に対応するためには、行政だけではなく、地域住民、地域に関わる様々な団体による連携が不可欠である。そのため、これらの防犯・交通安全に関する取組や状況を定期的に共有することが大切であると考えている。

京都市生活安全ビジョンに掲げている「多様な主体のつながりを通じた生活安全対策」の取組を、今まで以上に市民、事業者の皆様が実践できるよう、我々も可能な限り工夫を進めていきたいと考える。